

第5次財研における費用負担の考え方について（昭和60年7月）

1. 国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要であり、そのためには、適正な費用負担原則の確立を図ることが必要である。
2. 下水道の基本的性格等を踏まえ、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、基本的には、雨水に係るものは公費で、汚水に係るものは私費で負担するものとして取り扱われるが、下水道の公共的役割に鑑み、汚水に係る費用の一部（水質規制費用、高度処理費用の一部、高料金対策に要する経費 等）を公費負担とすることが適当である。
3. 汚水にかかる資本費については、公費で負担すべき費用を除き、使用料の対象とすることが適当であるが、その場合においても使用料が著しく高額となる等の実情がある場合には、過渡的に、使用料の対象とする資本費の範囲を限定することが適当である。

第1次～第5次下水道財政研究会における費用負担の考え方

	第1次財研 (S36)	第2次財研 (S41)	第3次財研 (S48)	第4次財研 (S54)	第5次財研 (S60)
費用負担の基本原則	相殺論 雨水の利用者負担分と汚水の公費負担分がほぼ同程度 ↓ 公費負担 雨水排除および低湿地帯の滞水の排除 ↓ 個人負担 汚水および尿の処理ならびに排除	1次委員会の考え方を継承 ↓ 汚水について公費の負担すべき部分の方が大であると考えられ、相殺できなくなっている。 ↓ 公費で負担すべき部分が著しく増大	ナショナルミニマム等の観点から、建設費公費、汚水に係る維持管理費私費の原則 三次処理経費は汚染者負担を除き、原則として公費負担 農山漁村及び自然環境のための下水道については、公費負担部分はより大きい。	国、地方公共団体及び利用者の適正な負担を行う。 地方中小都市、農山漁村等における下水道普及率の着実な向上を図るための財政措置の一層の拡充	国、地方公共団体、使用者等の適切な費用負担が必要 基本的に雨水公費汚水私費とするが、汚水分のうち一部を公費負担とする。 使用料が著しく高額になる等の事業がある場合、過渡的に使用料対象の範囲を限定することが適当
雨水公費汚水私費					
資本費	(比率) 汚水5 : 雨水5	汚水3 : 雨水7			
公費負担率	50%	70%以上	原則公費	[特に明記なし]	
考え方	雨水分	雨水分と相殺できない汚水分	汚水分含め資本費のすべて		
維持管理費	汚水7 : 雨水3				
(公費負担)	30%	30%	雨水分	雨水分	雨水分
建設費内訳	受益者負担金 1/5 ~ 1/3	受益者負担金 1/5 ~ 1/3	受益者負担金 ・末端管渠の整備との関連及び負担金額を明示すべき	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途	受益者負担金 ・末端管渠整備費相当額を目途
	国庫補助金 少なくとも 1/3	国庫補助金 1/2	国庫補助金 ・補助率を道路等の基幹施設と同程度の水準とすべき	国庫補助金 ・補助対象範囲の拡大等	国庫補助金 ・対象範囲の見直し、補助率の維持等
	地方負担 以上の残余	地方負担 以上の残余	地方債 ・充当率の引き上げ、交付税措置の改善等	地方債 ・充当率引き上げ等弾力的措置 ・公的資金割合の引き上げ	地方債 ・地方単独事業に係る地方債のあり方 ・資金の構成割合の向上 ・償還期間の延長
下水道整備5箇年計画	第1次 S38 ~ S42 目標 16% → 27% 達成 20%	第2次 (第3次) S42 ~ S46 目標 20% → 33% 達成 23%	第4次 S51 ~ S55 目標 23% → 40% 達成 30%	第5次 S56 ~ S60 目標 30% → 44% 達成 36%	第6次 S61 ~ H2 目標 36% → 44% 達成 44%

※第1次・第2次→排水面積普及率 第4次→処理区域面積普及率 第5次・第6次→処理人口000m普及率